

第2回古平町議会定例会 第1号

令和3年6月22日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 承認第 2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例〕
- 6 承認第 3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 7 承認第 4号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて
〔令和3年度古平町一般会計補正予算（第2号）〕
- 8 議案第20号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第21号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第22号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第23号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第24号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第25号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第26号 工事請負契約の締結について
〔中心拠点誘導複合施設エネルギー利用高度化工事（第2工区）〕
- 15 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 17 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 18 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 19 同意第 1号 副町長の選任について
- 20 同意第 2号 古平町教育委員会教育長の任命について
- 21 発議第 1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 22 令和2年 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求
陳情第 5号 める陳情
(総務文教常任委員長報告)
- 23 陳情第 1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択のお願い
(産業建設常任委員長報告)

- 24 陳情第 2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 25 陳情第 3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書採択のお願い
- 26 令和2年 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書
意見案第5号 (総務文教常任委員長報告)
- 27 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 28 一般質問
- 29 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 30 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 31 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 32 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 33 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員 (10名)

議長10番	堀 清 君	1番	木 村 輔 宏 君
2番	逢 見 輝 続 君	3番	真 貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高 野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山 口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	成 田 昭 彦 君
総 務 課 長		細 川 正 善 君
町 民 課 長		五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長		和 泉 康 子 君
産 業 課 長		岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長		高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者		白 岩 豊 君
教 育 次 長		本 間 克 昭 君
総 務 係 主 査		人 見 完 至 君

財 政 係 主 査 湯 淺 学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 三 浦 史 洋 君
議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開会 午前 9時55分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日、会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下10名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和3年第2回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、寶福議員及び5番、梅野議員のご兩名を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私のほうから去る6月17日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月22日から6月23日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

行政報告並びに教育行政報告については、町長からの行政報告は行われますが、教育行政報告については書面配付のみとなります。

人事案件については、提案説明の後、質疑、討論と進め、採決は起立で行います。

議員発議第1号につきましては、全国町村議会議長会の標準会議規則が改正されたのを受けて当議会においても会議規則の一部を改正するものです。

また、委員会に付託されておりました陳情2件については、その審査結果の報告がありましたので、本会議で決定いたします。また、今定例会に2件上がっております陳情でございますけれども、陳情2号は総務文教委員会に付託し、陳情第3号は産業建設常任委員会に付託するものといたします。

また、委員会に付託されておりました意見案1件については、その審査結果の報告がありましたので、本会議で採決いたします。また、系統であります北海道町村議会議長会から意見書提出の要請がございました林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問について説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月22日から6月23日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月22日から6月23日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告と令和3年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

なお、教育行政報告については、書面の配付をもって報告に代えさせていただきます。

それでは、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 令和3年古平町議会第2回定例会の開会に当たり、町長就任後初めての定例会でありますので、行政報告をする前に私の所信を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月25日の古平町長選挙に当たり、町民の皆様の温かいご支援と深いご理解をいただき、初当選の栄に浴し、町政の重責を担うこととなり、去る5月20日、古平町長に就任いたしました。「対話と融和と連携による町民参加のまちづくり～まちのみなさんが笑顔で暮らせる町づくり～」をスローガンに掲げ、古平町が抱える多くの課題の克服と地域の活性化や基幹産業、福祉、教

育の振興のために町民と議会と行政が一丸となった取組を進め、国や道、そして近隣町村等との連携を密に信頼関係を築き、多くの町民の皆さんから寄せていただいた私への信頼と期待に応えるべく町政運営に全力を尽くしてまいりたい決意であります。また、町議会の対応におきましてもこれまでも増して行政情報の共有に配慮し、協議や審議を深めていただくことに意を注いでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

今後4年間にわたって町政を担当するに当たり、私の基本的な考え方について申し上げます。全国的に問題となっている過疎化、少子高齢化問題は、古平町も例外ではありません。高齢者人口比率は40%をはるかに超えており、改めて高齢者世帯の多さを実感しております。今後地域福祉活動の推進を図っていく上で安心して暮らせるよう除排雪体制をはじめ、高齢者の社会参加型による生きがい活動や在宅福祉サービスの充実に努め、高齢者の皆さんの暮らしの支援を図ってまいります。住み慣れたこの町で高齢者も障害者も健常者も誰もがひとしく安心して生活できるいわゆるノーマライゼーション理念に基づき、共に考え、共に行動する町民参加型のまちづくりを推進してまいります。町内の福祉活動を推進するには、民間福祉関連団体との運営連携は必要不可欠であり、より以上に古平福祉会をはじめ、社会福祉協議会等との情報交換に努めてまいります。

基幹産業の漁業については、低迷が続く現状を乗り越えるために漁港機能保全をはじめ、蓄養施設の整備等漁業生産の向上に努めるとともに、近い将来を見据えて増養殖事業について漁業者の意見を聞きながら取り組み、また近年漁業従事者の減少、高齢化が進むことが予想され、漁業の衰退を招きかねないことから、新規漁業就業者への支援を考えると同時に、移住、定住の促進と地域協力隊等による地場産業の活性化を推進してまいります。

次世代につなぐ持続可能なまちづくりを推進するには、少子化に伴う社会の変化に対応した体制の充実が求められることから、放課後児童の安全、安心な居場所を確保し、独り親世帯や共働き世帯の子育てを支援していかなければなりません。町職員は、常に町民の皆さんから信頼される存在でなければなりません。町民への窓口対応をはじめ、接客マナーを目的とした接遇研修を取り入れ、職員個々の意識改革を促し、町民が気軽に役場へ相談に来られるような開かれた職場環境づくりに努めてまいります。

以上、町政を担当するに当たっての所信を申し述べさせていただきましたが、財政基盤の弱い本町にとって財政の健全化を考慮しながら町政経営の現状と将来ビジョンを町民に示し、町民の皆さんの意見を聞き、自助、共助、公助の役割を明確にし、限られた予算の中で行政サービスに優先順位をつけることも必要と考えております。道が発表した2020年国勢調査の速報値では、人口減少率が13.6%と管内で最も大きく落ち込みました。そのような中であっても、私たちの郷土古平町の将来に夢と希望を見いだしていかなければなりません。町民の皆さんの英知をお借りし、職員と共に町民参加のまちづくりに全力を傾けてまいりたい所存であります。町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

所信に引き続きまして、第1回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、中心拠点誘導複合施設等の建設についてでございます。令和4年1月末の完成を予定して

いる中心拠点誘導複合施設は、現在複合施設部分が各階の内装工事やZEB化工事として外周サッシガラスの取付工事などを行っております。防災棟部分については、1、2階の配筋工事を行っており、どちらも順調に進行しております。進捗率は、おおよそZEB化工事が35%、防災棟建設が30%となっております。また、今後地中熱を活用し、複合施設からのCO₂排出量の削減などを目指すエネルギー高度化工事も予定しており、その契約議案を後ほどご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、丸山川の油流出についてでございます。5月19日早朝、町民からの通報により丸山川に油が流れていることが発覚いたしました。吸着マットの敷設による応急措置を行った後、消防、古平駐在所及び役場担当課が付近一帯の民家のホームタンクを調査しましたが、発生源の特定には至りませんでした。今後の対応といたしましては、流出量の増大や河口付近での油の存在が確認されていないことから、後志総合振興局環境生活課からのアドバイスに基づき、当面は吸着マットを敷設し、監視を継続していく方針としたところでございます。

次に、地域医療の推進についてでございます。地域の一次医療の役割を担っている町立診療所は、現在協会病院や記念塔病院の協力を得ながら、火、水曜日は半日と限定的ではありますが、安定的に運営しております。そのような中、最重要課題の一つと位置づけていた常勤医の確保問題は、去る6月4日に採用を内定していた松下尚憲医師と面談を行い、必要な医療提供（往診、訪問診療、夕方診療等）や町民ニーズで方向性の一致を確認できましたので、取りあえずは一段落したところでもあります。また、かねてからご説明してきた介護医療院であります。常勤医を確保できたことから、10月の開設に向け、専門職の人員確保、施設の改修や備品購入などを進めているところでございます。準備に係る必要な経費につきましては、補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。北後志5町村が連携して行っている新型コロナウイルスワクチン接種ですが、古平町の高齢者は現時点で接種希望者の約99%が予約済みとなっております。7月中には2回目の接種が終了できる見込みであります。引き続き電話勧奨などで接種の意思確認を行っていきたいと考えております。古平町の今後の対応といたしましては、今月25日に12歳から39歳までの方に接種券を送付いたします。これで国の定める接種対象者全員が予約可能となります。また、7月からは町立診療所でワクチン接種外来を開設することや団体等への巡回接種を行い、1週間当たり500程度の予約枠を増やす予定であります。これにより、本町における接種希望者の2回目終了を8月中と見込んでおります。なお、各医療機関からの接種実績が翌月報告のため、詳細な接種者数は現時点では集計できませんが、6月18日現在ワクチン接種記録システムでは1回目接種者が975名、2回目接種者が402名となっております。

次に、古平町事業支援給付金についてでございます。新型コロナウイルス禍の事業者支援として町が独自に行っている古平町事業支援給付金事業は、6月15日現在39件、おおよそ372万円の申請がありました。事業収入が前々年同月に比べて50%以上減少した事業者等が対象で、10万円を上限に支援しております。令和4年1月末までが受付期限です。引き続き事業の周知を図ってまいります。なお、詳細な給付状況につきましては、資料1に掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

さい。

次に、商工会プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業につきましては、政策的経費であることから、当初予算には未計上でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大による町民生活への影響や疲弊する地域経済を勘案し、プレミアム部分に支援することを決定いたしました。後ほど関連する経費につきまして補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、生活環境施策について。プレミアム商品券発行支援事業と同様に、政策的経費であることから、実施の判断が先送りとなっていました道路照明更新事業であります。国の法律により水銀灯の製造が禁止となっていることから、前年に引き続きLED化への更新を実施いたします。また、同じく先送りとなっていた住宅リフォーム等支援事業につきましても町民からの要望が多いことや太陽光発電設備への支援制度でもありますので、ゼロカーボンシティを表明している本町の方針に合致するため実施を決定いたしました。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認案件3件、補正予算案2件、条例改正案4件、工事契約の締結案件1件、報告1件、人事案件5件の合計16件でございます。これらの案件につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第2号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日までに制定しなければならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料1ページをお開きください。町税条例、それからこの後提案いたします都市計画税条例の説明も一部含みますが、一部改正の概要を説明させていただきます。

1点目、改正の要旨といたしまして、令和3年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月26日に成立、3月31日公布されたことに伴いまして、町税条例及び都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

主な改正内容といたしまして、3点計上させていただきます。1点目としまして、固定資産税に関する部分です。令和3年度は、評価替えの年であります。新型コロナウイルスにより、社

会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮するという観点から、令和3年度に限りまして課税標準額を据え置くものとするものでございます。括弧としまして、ただし評価額が下がった土地については下がった評価額に基づいて課税するという規定でございます。こちらは、都市計画税も同様となっております。

2点目としまして、車体課税です。軽減対象者ごとの軽減率を現行どおりとしつつ、2030年度の新たな燃費基準を基に税率区分を見直すものでございます。環境性能割の臨時的軽減税率について、令和3年3月末までだったものを令和3年12月末まで9か月延長するものでございます。こちらは、消費税率10%引上げの際に需要変動の平準化のために行われた措置でございます。

3点目としまして、個人町民税でございます。所得税における住宅ローン控除期間の適用期限の延長に伴いまして、所得税額から控除し切れない額を個人町民税から控除する措置についても適用期限を延長するものでございます。住宅ローン控除については、取得年によって控除期間が違ってありますが、最長13年まで延長され、入居の期限も延長されることとなっております。

本改正条例の施行日は、令和3年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（堀 清君） 日程第6、承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、こちら先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、先ほど説明資料の1ページで説明した固定資産税の内容と同様に課税標準額を据え置くもの、そのほかは法律改正に合わせて条項ずれの改正となっております。

本改正条例の施行日は、令和3年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（堀 清君） 日程第7、承認第4号 専決処分（第5号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました承認第4号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年度古平町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分した補正予算の内容ですが、議案13ページです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,383万2,000円とするものでございます。

補正をした科目の款項の補正額の金額につきましては、14ページから15ページに歳入を、16ページから17ページに歳出を記載しております。

以上が議決事項であります。

それでは、補正予算の内容をご説明いたしますので、別冊の縦の資料です。承認第4号説明資料、令和3年度古平町一般会計補正予算（第2号）の説明書を御覧ください。歳出からご説明いたします。4ページ目、5ページ目をお開きください。本件の補正予算は、先ほど町長からの行政報告にもありました新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の補正でございます。4款衛生費、1項保健衛生費に7目コロナワクチン対策費を新たに設定し、既定の予算に953万2,000円を追加するも

のでございます。内容といたしましては、昨年12月に施行された予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律により、新型コロナウイルスワクチン接種は国の指示の下、市町村が実施することとなりましたので、古平町民がワクチン接種をした際にその経費を委託している医療機関へ支払うための金額でございます。

次に、歳入を説明いたします。ページ戻りまして、2ページ目、3ページ目お開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金の既定の予算1,000円に953万2,000円を追加し、953万3,000円とするものでございます。これにつきましては、歳出に計上した委託費の金額全額について国の負担金として収入されるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから承認第4号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて採決します。
お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第20号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第20号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第20号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案19ページ御覧ください。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,493万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,876万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページから23ページにお示ししております第1表、歳入歳出予算補正によります。

続いて、24ページ御覧ください。第2表に債務負担行為を補正しております。管理サーバー等更新事業に係る債務負担行為として、令和3年から8年までで限度額2,801万円を設定しております。これにつきましては、現在役場の電算室に設置しておりますサーバーが更新時期であることから、

役場移転に伴い、外部のデータセンターに新たなサーバーを5年間リースするために設置する債務負担行為であります。

続いて、25ページ御覧ください。第3表、地方債補正です。介護医療院の備品購入に当たりまして、過疎債ソフト事業の対象事業となることから追加するものでございます。

以上、第1表から第3表までが議決事項であります。

それでは、もう少し詳細に補正予算の内容を説明いたしますので、別冊の議案第20号説明資料を御覧ください。縦の資料です。歳出からご説明いたしますので、10ページ目、11ページ目からお開きください。予算科目の目ごとに主な内容を説明いたします。まず、2款1項6目企画費、既定の予算に51万6,000円を追加し、1億365万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、酒造好適米、酒米ですね、を作付している農家の手間や出荷する際に係る経費等を勘案して奨励金を見直すものでございます。

続いて、同じ款項の7目電算管理費です。既定の予算に46万2,000円を追加し、2,825万5,000円とするものでございます。ロタウイルスが定期予防接種化されたことで、接種者のマイナンバー情報をシステムと連携させるためのシステム改修費でございます。

続いて、3款1項5目老人福祉費、既定の予算に21万2,000円を追加し、1,440万円とするものでございます。修繕料の内容としては、ほほえみくらす1室の石油給湯器故障により交換が必要となったための修繕料でございます。

続きまして、3款2項2目幼児センター費、既定の予算に279万5,000円を追加し、2,469万9,000円とするものでございます。この幼児センター費の補正は、当初予算で未計上でありました政策的予算を追加したものでございます。主な内容としましては、施設内の非常照明更新工事、これは国の法律の施行に伴い水銀灯の製造が中止されておりますので、LEDに交換する工事でございます。詳細な工事位置図につきましては、16ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。それ以外といたしましては、施設管理備品や経年劣化した幼児用の椅子やテーブルを購入する保育管理備品、同じく経年劣化している平均台やマット等を購入する保育教材備品を計上しております。

続きまして、3款2項6目子育て世帯生活支援特別給付金費を新たに設定し、255万円を追加するものでございます。ここで申している給付金は、新型コロナウイルスによって影響を受けている低所得者の子育て世帯を支援するための国の施策に伴うものです。児童1人当たり一律5万円が支給されます。全額国庫補助事業でございます。

続いて、3款3項1目国民年金推進総務費、既定の予算に55万円を追加し、56万3,000円とするものです。平成30年及び令和2年の税制改正に伴うシステム改修に係る経費でございます。

ページめくりまして12ページ、13ページです。4款1項5目診療所費、既定の予算に740万円を追加し、4,283万2,000円とするものです。主な内容といたしましては、7月からの常勤医師を紹介してもらった手数料や診療所の備品購入経費でございます。

続いて、同じ款項で8目介護医療院開設準備費、診療所の2階部分で10月から開設を目指している介護医療院の準備経費として新たに8目を設定し、2,648万2,000円を追加するものでございます。

続いて、4款2項1目じん芥処理費、既定の予算に66万6,000円を追加し、1億256万7,000円とす

るものでございます。井戸水をクリーンセンター内にある受水槽に移送する深井戸ポンプやpH計の交換するための経費でございます。

続いて、5款4項1目漁港管理費、既定の予算に139万7,000円を追加し、802万8,000円とするものでございます。環境省の補助で漁港内の漂流ごみを処理する経費と、漁港内で町が管理する水銀灯をLED化するための経費でございます。LED化の具体的な場所につきましては、18ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、6款1項1目商工業振興費、既定の予算に1,370万円を追加し、2,050万2,000円とするものでございます。商工会が今年度2回予定しておりますプレミアム商品券発行事業への補助金でございます。

続きまして、6款1項3目温泉施設運営費、既定の予算に104万5,000円を追加し、254万5,000円とするものでございます。今年11月から新五百円貨幣、来年以降新紙幣が発行される予定でありますので、それに対応した券売機を購入するための経費でございます。

ページめくりまして14ページ、15ページを御覧ください。7款2項1目道路維持費、既定の予算に1,830万円を追加し、4,059万1,000円とするものでございます。幼児センターや漁港の照明と同様に水銀灯が製造中止となりますので、道路照明、防犯灯をLED化するための経費でございます。

続いて、7款5項1目住宅管理費、既定の予算に440万円を追加し、1,524万5,000円とするものでございます。先ほどの町長の行政報告の中でも申し上げた住宅リフォーム補助の経費でございます。

続いて、8款1項2目災害対策費、既定の予算に326万7,000円を追加し、1,877万円とするものでございます。これにつきましては、水防法の改正に伴い、古平川の洪水浸水想定区域の改定や土砂災害警戒区域の追加を反映した新たな防災ハンドブックを作成するための経費でございます。

続いて、9款3項1目学校管理費、既定の予算に32万2,000円を追加し、1,560万円とするものでございます。中学校の消火水槽のフート弁やガスメーター等の交換経費でございます。

続いて、9款3項2目教育振興費、既定の予算に28万9,000円を追加し、885万8,000円とするものでございます。これにつきましては、中学生の修学旅行の直前に国の緊急事態宣言が出たことにより修学旅行を延期することになりましたが、そのときに発生したキャンセル料の経費でございます。

続いて、13款1項1目職員給与費、既定の予算に58万円を追加し、5億8,966万5,000円とするものでございます。これにつきましては、新採用の先ほどご挨拶した管理栄養士がコロナの影響から実習不足、実践不足であることから、育成支援や介護医療院開設後の栄養管理業務の支援のために有資格者を一時的に雇用するための経費でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、ページ戻って8ページ、9ページをお開きください。13款2項2目民生費補助金、既定の予算に255万円を追加し、954万2,000円とするものでございます。これにつきましては、歳出でご説明した子育て世帯生活支援特別給付金の事業費と事務費の補助金でございます。

続いて、同じ款項で3目衛生費補助金でございます。既定の予算に1,550万2,000円を追加し、1,604万4,000円とするものでございます。コロナ感染拡大防止のために医療現場での備品購入に対する補助金と、介護医療院開設のための補助金でございます。それ以外に、海岸漂着物の処理の補助金も

計上してございます。

続いて、同じく款項で6目農林水産業費補助金を新たに設定しまして65万8,000円を追加しております。これにつきましては、漁港内の漂流ごみの処理をする補助金でございます。全額補助でございます。

続きまして、14款2項1目総務費補助金、既定の予算に300万円を追加し、305万6,000円とするものでございます。先ほど歳出でご説明したプレミアム商品券発行支援事業のうち、プレミアム率10%を道が補助してくれるための経費でございます。

続いて、同じ款項で4目農林水産業費補助金、既定の予算に30万円を追加し、784万2,000円とするものでございます。漁港内の照明をLED化するに当たり、事業費の2分の1が道の補助金である地域づくり総合交付金が入ってくるため計上したものでございます。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に3,300万円を追加し、1億4,300万円とするものでございます。今回増額補正する補正額のうち、一般財源の部分の財源調整額でございます。

続いて、同じ款項で5目ふるさと応援基金繰入金、既定の予算に2,010万円を追加し、1億5,580万円とするものでございます。地域福祉の充実に目的に、医師紹介手数料や道路照明更新事業に充当するために繰り入れるものでございます。

続いて、19款4項2目雑入、既定の予算に62万3,000円を追加し、6億4,385万7,000円とするものでございます。今回の補正における端数部分の財源調整額でございます。

続いて、20款1項3目衛生債、既定の予算に920万円を追加し、2,590万円とするものでございます。介護医療院で特殊浴槽や居室用ベッドを購入するに当たり、過疎ソフト債を充当することができますので、それを計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 9ページの歳入でもよいし、歳出のほうでもいいのですけれども、子育て世帯の臨時特別給付金155万出ていますけれども、これは件数にしたらどのぐらいの数があるのか教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、予算上31名と見ておりますが、これにつきましては最近の児童手当の支給者に国で決められたパーセンテージ掛けまして31名と出しております。ただ、6月に入りまして児童手当実際に支給しておりまして、それから算出すると五、六名程度ではないかなと見込んでおります。

○1番（木村輔宏君） 6になるのかな、商工会のプレミアム商品券ですけれども、すごくいいことなのですか、これいつ頃からやるという予定になっていますか。

○産業課長（岩戸真二君） 7月9日から開始する予定になっております。

（何事か言う者あり）

○産業課長（岩戸真二君） 2回目につきましては、11月から開始する予定になっております。

○3番（真貝政昭君） 新町長にお願いなのですが、今の補正予算の説明、詳しく説明いた
だいて、こういうやり方で新年度予算の説明もぜひお願いしたいなと思います。10分や20分で何十
億という予算を説明だという終わらせるやり方は、ぜひやめていただきたいと。

それで、質問に移りますが、10ページの総務費です。節に直接は関係していませんけれども、
役場職員の昨今の急な退職というのが目立ちまして、知っている限りでは2階に勤めていらっしや
った方が年末で辞める、それから総務のフロアで総務課長辞められ、係長も辞められ、そして道か
らの課長補佐も引き揚げてと空席が目立っています。先ほど紹介された管理栄養士の方は、従来勤
めていらっしやった栄養士さんが定年退職ということで、その代わりに入られたというふうに理解
しますと、3名、4名の欠員があるわけです。それで、具体的に今欠員状況は何名なのか知りたい
ということがまず1点です。

次に、12ページ、介護医療院の関係ですけれども、10月からの開設で準備が進められています。
6月4日に内定されていたというふうに行政報告で述べられていますけれども、契約内容だとか一
切議会側には知らされていない状況です。それをこの場で、本会議ですので、説明することは無理
かもしれませんが、議会後近いうちにやはり全体像を知る必要があると、町民の最大関心事
の医療の問題ですので、それを説明できる機会を述べてほしいのです。それで、伺いますけれども、
恵尚会さんが指定管理者となって以来古平の町立診療所は救急車の一次的な行き先には全くなっ
ていないと、介護医療院になってからこれがどのようにされるのか、全く救急の行き先にはならない
状況になるのかどうなのか、その確認をしたいです。

まず、2点について伺います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 一番最初のご質問の欠員がどれだけかというところなのですが、
いつの状況と比較して欠員がどれだけかということにもなるのですが、昨年4月1日、令和2年
の4月1日と比べまして、まず合計では4名です。そのうちの1人、総務課にいた主幹につきまし
ては道から派遣されていた職員ですので、あれはお約束どおり2年がたったので、帰ったというこ
とで、その主幹を除くと昨年4月1日と比較すると3名欠員になっている状況です。

○保健福祉課長（和泉康子君） 医師採用の件ですけれども、まだ就任前なので、詳細はちょっと
難しいところがあるのですが、全体像にしましては7月末に出される広報に医師からの自分のPR
だとかということで医師紹介はしたいと思います。それで、今現在お話しできることは、根室市立
病院で今勤務されております松下尚憲さんということで50代中盤、中身としましては自治医大卒業
しておりまして、ずっといろいろな大きな病院、小さな病院、総合診療から僻地診療所の所長もさ
れているということで一次医療としては大体の全ての軽傷の縫合からできるということでしたの

で、うちの診療所には適任かなということで今回採用に至っています。詳細につきましては、広報のほうでお知らせしていきたいと思えます。

また、恵尚会の話が出ていましたけれども、救急については今までも一次医療で治療できる範囲が決まっているということで一時立ち寄って30分、1時間をロスするよりもということで直、二次医療ということで病院のほうに救急搬送されておりました。それで、介護医療院ができたらどうなるかということなのですが、介護医療院はあくまでも2階の病床を使いました介護施設でありますので、救急に対応するというのは今までどおりとなります。ただし、軽症、わざわざ大きな病院まで行かなくてもいいレベルの救急車であれば、今後方向性としては来る院長と相談しながら検討していきたいのですが、救急車に乗るといことはそれなりの重病であることから、一時立ち寄りせずに真っすぐ大きな病院に搬送されたほうが良いということで今までは救急車は診療所のほうには入っておりません。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 今介護施設ということで救急車は第一番に乗りつけるという状況にはならないということなのだけれども、町民の実態からしますと大変困った状況が数年続いているわけです。課題として残されているということで共通認識したいと思っています。消防のほうに聞きますと、まず古平の診療所に救急出動した場合に電話をかけたことはないと言うのです。結局対象外と、駆けつける、そういう実態にありますので、ぜひとも重大問題として、課題として取り組んでいただきたいと思う次第です。その点、課題としてどのように受け止めていますか。

○町長（成田昭彦君） 実際に私6月4日にこの松下先生と面接いたしました。非常にいい感覚で、夜間の診療も平日であればいとわなないということで、そういった中で採用を決めていく次第ですので、その辺は医師とのこれからの話合いで十分対応できるのかなと思っています。

○6番（高野俊和君） 先ほど質問があったのですけれども、その2点について再度お伺いしたいのですけれども、まず初めに11ページの子育て臨時特別給付金でありますけれども、課長の答弁で児童手当を受けている方31名とありましたけれども、これはコロナによって収入が減ったということでありますけれども、それを別に証明するとか、その条件に合うとかということは全くなく31名は得れるのでしょうか。それと、収入なんかの縛りみたいなものはあるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 対象につきましては、非課税となります。児童手当受給者、計算時点では支給対象児童210名おります。そのうち、先ほど申し上げました国の試算値を出すためにパーセンテージを掛けまして31名という機械的な数字を予算上出しております。先ほども言いましたけれども、6月に児童手当支給しておりまして、そのうち非課税の対象者が五、六名であると推計しています。

○6番（高野俊和君） 次に、先ほど木村議員からもちよっと質問あったのですけれども、プレミアム商品券のことなのですけれども、このプレミアム商品券は7月、11月ということを書いておりますけれども、プレミアム商品券を受ける企業は、プレミアム商品券やりますよという企業は町のほうではもう交渉しているのでしょうか。どういうことかといえ、今回ちよっとかぶります。7月から11月までと11月から翌年の4月までと時期がちよっとかぶりますので、使える企業が多くな

いと少し厳しいかなというところもあると思うので、できれば古平町の多くの企業に参加してもらえればなというふうに、使うほうはそういうふうに思うと思うのです。それで、古平町の参加企業みたいなものには町自体で交渉するとか、そういうことはあるのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 第一弾のプレミアム商品券につきましては、道の補助事業が入っております。その中で幅広い業種、希望される業種に参加していただくということでうちのほうも考えております。第二弾のほうは、補助事業ではありませんので、商工会の会員の事業所ということで進めております。

○6番（高野俊和君） 分かりました。7月のほうは、道の事業でもありますので、道10%の町が20%です。11月のは、古平町だけで20%ということでしょう。ということになれば、やっぱりかぶります、期間が。それで、企業主が言ってみればいっぱい、例えば大工さんも自動車屋さんも全部このプレミアム商品券に入ってくれば使い道広がるのですけれども、使える企業が少なく少しかぶるから少し使いづらかなと思うので、できれば受ける企業さんが町で交渉できるのであれば広く求めてもらえば2回分のやつを満度に見えるかなと思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 今後検討させていただきたいと思います。

○総務課長（細川正善君） すみません。前任者だったので、補足させていただきます。

このプレミアム商品券、そもそもは商工会の事業でありますので、商工会のほうで参加する企業を募っております。こういう意見があったということは、役場のほうから商工会にはお伝えいたします。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第21号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第21号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第21号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の予算に310万円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,950万円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書26ページ、27ページをお開きください。最後のページになります。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算に308万9,000円を増額し、予算額を1億2,886万8,000円とするものでございます。内容としましては、システム関係の業務委託料となっております。国民健康保険の市町村標準システム北海道クラウドに係る運用支援業務でございます。

4款1項予備費については、財源調整でございます。

続きまして、前のページに戻っていただきまして、歳入のほうの説明させていただきます。3款2項基金繰入金310万円を追加し、1,310万円とするものですが、歳出の委託料を基金からの繰入金で賄うものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 一般会計の補正予算なども説明資料つきでやるように4年前からなっているのだけれども、これを見てもなぜこうやって引き離す必要があるのかというような思いさえあるのですけれども、好みというか、道庁からの方が来たから……

○議長（堀 清君） 真貝さん、休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（堀 清君） 再開します。

○3番（真貝政昭君） 説明書にある財政調整基金繰入金、これが歳入です。歳出のほうは、標準システム運用支援業務委託料、なぜこっちの議案のほうには書き添えられないのですか。

○総務課長（細川正善君） お答えしますと、議会で議決をいただくのが款と項までが議会での議決事項になりますので、目節の内容につきましては説明資料で出ささせていただいております。議決事項があくまでも款項ですので、そこまでを議案として出ささせていただいております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、年度予算というのはどういうふうになるのですか。

○総務課長（細川正善君） ちょっと今回のこの今の議案とは内容がかけ離れてきたのですけれども、年度当初予算も同じです。議会で議決をいただくのは、款と項までです。

○3番(真貝政昭君) つじつまが合わない面が当初予算と補正予算でこういうふうに出てくると、乖離が。すっきりさせるのだったら、新年度予算もそういうふうにしてしまえばいいのだ。

それで、改めて説明があったと思うのですけれども、歳出の標準システム運用支援業務委託料についてもう少し詳しく説明できるものでしょうか。

○町民課長(五十嵐満美君) 本システムについては、国保の資格管理をはじめまして、賦課作業等一連の事務処理を行っているのがこの今補正しました標準システムになります。昨年12月から町の住基ですとか、税の基幹システムのベンダーが替わっておりますので、国保のシステムのほうのベンダーと違う会社になっておりますので、新たに今回国保の標準システムのほうの開発会社からの運用支援を行ってもらふ経費になります。システムにつきましては、高度な知識が必要となっております、職員のみで管理するにはちょっと無理があります。これから国保の賦課時期に入りまして作業が始まりますので、国保税の納付書発行に支障を来さないために運用支援を行ってもらふ委託料になります。

○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号

○議長(堀 清君) 日程第10、議案第22号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第22号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案33ページと説明資料、横向きの資料です。21ページです。本件は、令和3年5月12日に国で成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる国の番号利用法が改正されま

した。これに伴い、本町の条例で国の番号利用法から引用している条文に改正の必要が生じたため改正するものでございます。

具体的には、横向きの説明資料の21ページの新旧対照表を御覧ください。国の番号利用法第19条第4号に、転職したときなどに旧雇主と新雇主の間で雇われていた者の同意を得た上で特定個人情報の提供を可能にするという規定が追加されました。それに伴って第5号以降が1号ずつ繰り下がりました。そのため、本町ではそれを引用しておりましたので、条例改正するものでございます。本町の条例においては、これまで10号を引用していた部分が11号に繰り下がったため改正するものでございます。引用する部分の改正であり、本町の条例の内容自体には変更はございません。

施行日は、国の番号利用法と同日の令和3年9月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第23号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第23号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第23号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案35ページ、横向きの説明資料23ページです。本件は、先ほどの議案第22号と同様に国の番号利用法が改正されたことと国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更になることに伴い、本町の個人情報保護条例に改正の必要が生じたため改正するものでございます。

具体的には、説明資料の新旧対照表を御覧ください。改正のまず1つ目は、今申し上げたとおりマイナンバー、個人番号ですね、マイナンバーに使用している国の情報提供ネットワークシステムが総務省からデジタル庁に所管変更となるため、町などが個人情報を訂正した際にはその情報の提

供先が総務大臣から内閣総理大臣に変更になることの改正です。

2つ目は、先ほどと同様に国の番号利用法第19条第4号に新規の規定が追加されたことで第5号以降が1号ずつ繰り下がり、本町の条例においてこれまで第7号を引用していた部分が第8号へ、第8号を引用していた部分が第9号にそれぞれ変更になる改正でございます。

施行日は、国の番号利用法と同日の令和3年9月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第23号 古平町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第24号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第24号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第24号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料25ページをお開きください。手数料条例別表の一部を抜粋して掲載しております。改正部分は、この表の最後、次のページの26ページになります。本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人番号カードについて発行主体が地方公共団体情報システム機構であると明確化されたことにより、再交付手数料が町の受託徴収となることから、本町での徴収根拠がなくなるため、項目を削る改正が必要となったものでございます。

施行日については、令和3年9月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第24号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第25号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第25号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第25号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、大きな部分としまして令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定基準の改正を行うものでございます。

説明資料で説明させていただきます。27ページを御覧ください。改正内容としまして大きく3点ございます。1点目としまして、平成21年3月31日付地方税法等の一部を改正する法律における改正、これにつきましては税の軽減に当たって付されていた条件を削除し、平等に軽減を受けられるように条項を削除するものでございます。

2点目としまして、平成29年3月27日付地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律における改正でございます。こちらは、課税額の規定におきまして定義づけを明確化したものでございます。

この2点につきましては、過去の法律改正に係る条例改正の漏れでございますが、これによって町民に与える影響はございませんでした。

3点目としまして、個人所得課税の見直しを踏まえた改正になります。給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の額が改正されたことに伴いまして、国保税の軽減措置に該当しづらくなる不利益等が生じないように判定基準を見直すものでございます。内容としましては、給与所得控除、公的年金等控除につきましては10万円の減額、一方基礎控除については10万円増額となっております。以下の部分に軽減判定計算方法と下のほうに計算例を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、これらの改正は、今年度以降の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第25号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第26号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第26号 工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

議案43ページです。本件は、中心拠点誘導複合施設、いわゆる複合庁舎の工事のうちエネルギー利用高度化工事（第2工区）の契約金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上となるため、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要としましては、複合庁舎に地中熱を利用するシステムを導入し、エネルギーの消費量や二酸化炭素の排出量を減らし、省エネルギー化を図るための工事でございます。全額経済産業省所管のエネルギー構造高度化事業費補助金の対象となっております。

それでは、議案43ページの記以降を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。1、工事の種類、中心拠点誘導複合施設エネルギー利用高度化工事（第2工区）。契約金額、1億4,759万8,000円。契約の相手方、札幌市中央区南1条西1丁目4番地、大成建設株式会社札幌支店執行役員支店長、平島信一。工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約締結の時期、令和3年度。

以上が提案理由となりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 行政報告でZEB化工事進捗率は35%という報告がされています。その関連だと思えます。それで、エネルギー利用高度化工事、これの今までの契約の実績はどのようになりますか。それと、残る予定工事は幾らなのか説明してください。

○総務課長（細川正善君） エネルギー高度化工事の実績ということなので、そもそもこのエネルギー利用高度化工事なのですけれども、令和2年、令和3年の工事であります。今回1億4,759万8,000円が令和3年度の分です。ということは、1億2,107万2,000円が令和2年度の実績ということ

になります。

(何事か言う者あり)

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 答弁調整、暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番(真貝政昭君) 第2工区までやったということは3工区、4工区と、これで終わりだということでしょうか、それに対する答弁を求めます。

それと、町長、この建物の工事なのだけれども、議会側は更地になった状態で現場を見させていただいて以後一切現場の様子を視察していないです。説明もないです。異常な状況が続いていたのです。それで、今後現場視察、それから庁舎特別委員会ありますけれども、町長側の主導でなければ一切我々は理解できない状況にありますけれども、予定はどのようにお考えでしょうか。

○議長(堀 清君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長(堀 清君) 再開します。

○総務課長(細川正善君) 第2工区ということは第3、第4があるのかというご質問なのですが、第2工区で終わりです。令和2年にやったのが第1工区、令和3年、今年やるのが第2工区ということでございます。

○町長(成田昭彦君) 真貝議員の後段の部分でございますけれども、これについては後ほど寶福議員あるいは真貝議員のほうから一般質問で出されていますので、その分で答弁したいと思います。

○3番(真貝政昭君) 後段の部分については、そのようにいたしたいと思います。深める意味もあって答えられるかどうかということだったのですけれども、先ほど私発言しましたけれども、こちら側の質問の勘違いというのがありますから、これはやり取りで当然あることです。しかも、工事の内容自体を我々は知らない、知らない者がいろいろと聞くというのは当たり前で、この契約についてだっただれほど我々が理解しているかというのは全く分からないのです。それで、申し上げた次第です。分かりました。

○5番(梅野史朗君) 工事請負の件ですが、町のホームページのほうで発注見通しに関する公表がされていて、その中に多分3番目に載っているのが今回のやつだと思うのですが、前の議会で地元業者ができるものについてはなるべく地元業者に回すと、入札にも参加しないというお話があったかと思っていましたけれども、これを見ると外構のところでも随契になっているのが

あるのですが、この辺につきましての説明をお願いいたしたいと思います。

○総務課長（細川正善君） 町のホームページ見て聞かれていることですが、複合施設の外構工事で地中熱を利用したロードヒーティング工事というのが今後予定されております。それは、今建設している庁舎にすごく近接した部分でございまして、そこにつきましては今庁舎自体を建設している大成建設でなければ場所の取り合いというのですか、すごく近接してございまして、工事の内容自体が22メートル穴を100か所以上掘るようなロードヒーティング工事でございますので、庁舎の本体を建設しております大成建設でないと場所の取り合いなどの兼ね合いからできないので、そちらは随契する予定になっております。

○5番（梅野史朗君） そしたら、その下の排水工事でも同様の理由ということでよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） ちょっと今回のまた議案から離れてきているのですけれども、排水工事につきましては今現時点で工事のやり方、工事の日程など詳細を内部でもう一度見直しているところでございますので、こちらについては流動的です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず冒頭に、今の質問は議題外でしょう。なぜ議員の質問に差別をつけるのですか。抗議します。

反対する理由を述べますが、この工事の着手の過程に疑問を感じて中止を求めた立場にあります。したがって、工事全体の進捗には全面的に反対する立場なのです。しかも、私がかつて議案で賛成したのは、やめろという前の債務負担行為、25億を上限とする債務負担行為に賛成した経緯がありまして、それ以後三十数億となって膨れ上がっている状況は極めて遺憾であると抗議するものです。今回の工事契約についても実態があまりよく分からないと、現場もよく分からないという下で賛成しかねるものであります。

○議長（堀 清君） それでは次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 報告第2号

○議長（堀 清君） 日程第15、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

本件につきましては、令和2年度の一般会計に設定しました繰越明許費1件につきまして、翌年度である令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案46ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。現在順次進めているワクチン接種であります。令和2年度で計上した2,593万1,000円のうち令和3年度へ繰り越す金額は2,291万4,000円でございます。主にワクチン接種を行うための準備経費でございます。財源としては、まだ未収入ではありますが、国庫補助金が2,185万1,000円、残りが一般財源でございます。

以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時54分

○議長（堀 清君） 5分程度早いのですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 諮問第1号

○議長（堀 清君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をいたします。

本件は、現在人権擁護委員をされております田畑正氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

初めに、田畑正氏の主立った経歴について申し上げます。職歴としましては、昭和47年から菓子

店での修業を始め、その後昭和55年5月には田畑菓子店取締役役に就任され、現在に至っております。公職歴としましては、平成13年から民生委員、児童委員、主任児童委員、そのほか古平町において青少年問題協議会委員、地域ケア会議委員、表彰審議委員会委員なども歴任され、今回提案しております人権擁護委員につきましては平成21年7月から担われており、現在4期目で、平成23年からは小樽人権擁護委員協議会での常務委員も担われております。

以上が主立った経歴であります。高潔な人格と広い識見により社会の実情に通じており、人権擁護委員にふさわしい方と存じまして推薦する次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。記、住所、古平郡古平町大字浜町60番地、氏名、田畑正、生年月日、昭和28年6月8日、満68歳。

参考としまして、現委員、氏名、田畑正、任期、平成30年10月1日から令和3年9月30日となっております。

なお、今回5期目の推薦となります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案適任であると答申することに決しました。

◎日程第17 諮問第2号

○議長（堀 清君） 日程第17、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をいたします。

本件は、現在人権擁護委員をされております高見純子氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

初めに、高見純子氏の主立った経歴について申し上げます。職歴としまして、昭和62年から平成

21年まで小樽開発建設部小樽港湾事務所古平分駐所に勤務されておりました。平成20年からは自宅でピアノ教室を開設され、現在に至っております。公職歴としましては、平成30年10月から人権擁護委員を担われており、現在1期目でございます。また、平成22年から民生委員を担われておりますほか、古平町選挙管理委員会委員も歴任されております。

以上が主立った経歴であります。高潔な人格と広い識見により社会の実情に通じており、人権擁護委員にふさわしい方と存じまして推薦する次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。記、住所、古平郡古平町大字浜町370番地、氏名、高見純子、生年月日、昭和32年9月13日、満63歳。

参考としまして、現委員、氏名、高見純子、任期、平成30年10月1日から令和3年9月30日。

以上で今回2回目の推薦となります。

これで提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案適任であると答申することに決しました。

◎日程第18 諮問第3号

○議長（堀 清君） 日程第18、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をいたします。

本件は、人権擁護委員をされておりました坂下肇一氏が令和3年3月31日をもって退任されたことに伴い、その後任に大石英晋氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

初めに、大石英晋氏の主立った経歴について申し上げます。職歴としましては、昭和55年に宗教法人正隆寺副住職に出世され、その後平成20年には住職となられ、現在に至っております。公職歴としましては、平成14年から古平町社会教育委員を担われております。また、平成17年から行政相

談委員に委嘱され、平成24年には函館行政相談委員協議会理事に就任されておりますほか、平成26年からは保護司も担われております。

今回の推薦に当たっては、長い間町民からの相談等の対応されてきた行政相談委員及び保護司としての経験と実績が大きな要素となったものでございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。記、住所、古平郡古平町大字浜町363番地、氏名、大石英晋、生年月日、昭和31年8月10日、満64歳。

参考としまして、前委員、氏名、坂下肇一、任期、令和2年4月1日から令和3年3月31日。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案適任であると答申することに決しました。

◎日程第19 同意第1号

○議長（堀 清君） 日程第19、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（成田昭彦君） ただいま上程されました同意第1号 副町長の選任について提案理由の説明をいたします。

本件は、6月19日で前任者が任期満了となっております副町長について、令和3年7月1日から奥山均氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

初めに、奥山均氏の主立った経歴について申し上げます。昭和50年3月に古平中学校を卒業し、その後余市高等学校、東京電機大学工学部を卒業し、昭和59年4月に積丹町役場に奉職いたしました。積丹町役場では、商工観光課長や総務課長を歴任され、平成23年4月から令和2年12月までのおよそ9年8か月副町長を務めておりました。

以上が主立った経歴であります。高潔な人格と豊富な行政経験から町長の補佐役として適任と考え、選任同意を求めるものでございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読させていただきます。住所、積丹郡積丹町大字

美国町字大沢192番地6、氏名、奥山均、生年月日、昭和34年8月18日、満61歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第1号 副町長の選任についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
なお、起立しない者は反対とみなします。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時12分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 同意第2号

○議長（堀 清君） 日程第20、同意第2号 古平町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（成田昭彦君） ただいま上程されました同意第2号 古平町教育委員会教育長の任命について提案理由の説明をいたします。

本件は、令和3年3月31日で前任者が任期満了となっております教育長について、令和3年7月1日から三浦史洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

初めに、三浦史洋氏の主立った経歴について申し上げます。昭和50年3月に古平中学校を、昭和53年3月に小樽潮陵高等学校を卒業した後、昭和60年4月に古平町役場に奉職いたしました。役場では、税務課長や財政課長、会計管理者などの総務畑を数多く歴任され、平成30年から現職の議会事務局長を務めております。

以上が主立った経歴であります。高潔な人格と豊富な行政経験から教育行政の分野においても活躍し、古平町の教育のために尽くしてくれると考え、任命同意を求めるところでございます。

それでは、お手元に配付してあります議案を朗読させていただきます。住所、古平郡古平町大字浜町287番地3、氏名、三浦史洋、生年月日、昭和35年3月6日、満61歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第2号 古平町教育委員会教育長の任命についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
なお、起立しない者は反対とみなします。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 発議第1号

○議長（堀 清君） 日程第21、発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。
発議第1号 古平町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 令和2年陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第22、令和2年陳情第5号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略すること
にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長報告は省略することに決定しました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから令和2年陳情第5号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」
を求める陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。
よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第23 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第23、陳情第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見

書採択の願いを議題とします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会調査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択の願いを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第24 陳情第2号

○議長(堀 清君) 日程第24、陳情第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書について議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書については総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 陳情第3号

○議長(堀 清君) 日程第25、陳情第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書採択の願いを議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書採択のお願いは産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第26 令和2年意見案第5号

○議長(堀 清君) 日程第26、令和2年意見案第5号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年意見案第5号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この意見案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。この意見案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は否決することに決定しました。

◎日程第27 意見案第2号

○議長(堀 清君) 日程第27、意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第28、一般質問を行います。

一般質問は、梅野議員、高野議員、工藤議員、逢見議員、寶福議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） 一般質問、まず町長が4月の選挙時訴えていた対話と融和と連携による町民参加のまちづくり、これにつきましては対話、融和、連携、そして町民参加、これは今まで古平町役場において欠けていた一番大事なものではないかというふうに考えます。そのため、これを実施する、実行する、このことは町民にとって非常に有意義なものであらうと考えます。それに対し、町長がまずこれから始める、これだけは必ずやるといったような具体案があればお聞かせ願います。

○町長（成田昭彦君） ただいまの梅野議員の選挙時のスローガンの具体案について答弁申し上げます。

1点目の選挙時に掲げたスローガンの実行についてでございますけれども、まずもって取り組まなければならないのは職員の意識改革であります。私もこの3年間行政の姿を外から見てきて改めて町民に対する電話の応対等はじめ、庁舎内での町民に対する接遇の在り方が悪いなと感じております。そういった中で職員には、主役は町民だということをしっかり認識させて対応していかなければならないと思っております。電話対応にしても挨拶にしても徹底して取り組み、風通しがよく、町民の皆さんが入りやすい役場にしていきたいと考えております。また、職員にはなるべく外に出て町民との接点を持っていただきたいと考えております。その中で町民からいろいろな相談事を受け、説明責任がきっちりと果たせる職員になってもらいたい、例えば建設課の職員が町民からごみの分別について聞かれて、私は係でないから知りませんといったそんな対応はありません。町民は、

役場の職員全員が知っているものだと考えております。そういった対応については、必ず担当に持ち帰って結論を出して町民に伝える、そういった連携が必要だと思っております。そのためには、係間の横の連携を密に図れるように職場の雰囲気づくりからまず始めなければならないと考えております。

○5番（梅野史朗君） ご答弁ありがとうございます。私広報もやっておりますけれども、以前広報に出ていただいた町民の方から庁舎は立派になるけれども、行きやすい、そういう開かれた役場にしてほしいという声もあった、それも広報で全町に回っております。この方の願いをかなえていただきますよう、ひとつ全力で対応していただくようお願いいたします。

それでは、次に行きます。町長には、町政に対しての政治信念というものがあろうと思います。それをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の2点目の政治信念についてでございますけれども、私昭和46年に役場へ入った当時の町長が伊藤由松氏でした。私どもには、雲の上の人で到底話などできる存在ではなかったのですけれども、今でもはっきり覚えていますけれども、たまたま土曜日の午後から役場の裏口から入ってきて、ちょうど私が日直しているときに入ってきて、成田君、日直かという声かけられて、はいと答えたら、いきなり成田君、役場の職員とは何だと聞かれました。そのときは、私も研修で習ってきたとおり町民の公僕です、今公僕でなく全体の奉仕者ですということを返したわけでございますけれども、そしたらそうだけれども、町民の指導者になりなさいと言われたのです。この指導者という言葉がよく理解できずにいたら、やがて伊藤町長を見ているうちに町民に信頼される職員になりなさいということなのだということに気づきました。その言葉を私ずっとこの47年間座右の銘として公務員生活を送ってきたわけでございますけれども、これからも常に町民の幸せのために何をどうしてどうすればいいのかということ念頭に町政に邁進していきたいと考えております。

○5番（梅野史朗君） 町民ファーストであるという考え方、非常に感銘を受けております。信念、こういうのは持っている、だから本来ここでやるべきであるのは私の信念ではないというほうに持っていかれると町民が一番求めていることができないということが私はあってはいけないことだというふうに思っております。ただいまの答弁を聞いて安心した次第でございます。今後ともそれが変わることがないよう、しっかり努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高野議員。

○6番（高野俊和君） コロナ対策など、今後の町政運営についてということであります。町長さ

んとしては、初答弁ということになりますので、今後の抱負といたしますか、どのような町政運営を目指しているのかということをお聞かせください。また、コロナ対策事業として町の経済も含めまして古平町独自の事業計画などがあればお話ししたいと思いますけれども、行政報告の中で方針なども述べられておりましたし、梅野議員に対する説明でも若干方針は分かりましたけれども、その中で特に目指していることがあれば簡単に説明をしていただきたいと思います。この中で地域の活性化で基幹産業、福祉、教育の振興のために町民と町議会が一丸となってということも書いておりましたけれども、特に目指しているものがありましたら再度聞きたいと思います。また、コロナ対策事業として先ほどプレミアム商品券を7月、11月に発行するというのも分かりましたけれども、そのほかで町長個人で考えていることがありましたらお聞かせ願えればというふうに思っています。

○町長（成田昭彦君） ただいまの高野議員の一般質問にお答えいたします。

町政運営につきましては、先ほど行政報告の中でも大まかなこと、町政を担当するに当たっての所信を申し述べさせていただきましたが、町政を運営していく中でやはり一番大切にしなければならないことは町民から理解を得られる透明性のある町政を推進していかなければならないと考えております。また、町政運営は、基本的に自助、共助、公助の役割分担で成り立っており、限られた予算の中で運営していくには町民との対話の中から理解を求め、行政サービスに優先順位をつけることも必要と考えています。今こういった少子高齢化の中では自助、公助というものの非常に難しくなっておりますので、これから例えば除雪体制ですとか、老人福祉の点から共助について何とかできないか、社会福祉協議会等と意見交換しながらそういった対応取ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、町民の声が行政に反映させられる、そんなまちづくりを目指していきたいと考えております。

また、コロナ対策として独自の事業計画でございますけれども、3月の時点から上水道の料金の減免、これは町民の生活支援ということで4月から9月分の超過料金の50%を減免するという事で予定しております。その辺の予算に2,500万円ほど計上してございます。

それから、2点目が古平町の事業支援給付金、これコロナによって影響を受けた事業者の事業継続、再起の糧とするため、2021年と2019年の事業収入を比較して50%以上減少した月があれば、対象限度額10万円助成するという中で1,300万円ほどの予算を計上してございます。

それから、3点目が公共施設の長寿命化・強靱化等地域の建設事業者の応援事業でございます。これは、中小の建設企業を支援するため、令和3年以降の事業を前倒しで実施するものでございまして、恵比寿小路線雨水排水改修工事、それから公営住宅の解体工事、旭団地の1棟5戸、清丘団地の2棟4戸を予定して、これについては4,700万ほどの予算を計上してございます。

それから、先ほどご承認いただいたプレミアム商品券の発行事業、これはコロナ感染拡大の影響に伴う町民の生活支援と疲弊した地域経済対策ということで7月に発行30%、それから11月発行が20%、事業主体は商工会ということで1,370万、合わせて大体1億程度の予算を計上してございます。

○6番（高野俊和君） コロナは、現在北海道もそうなのですが、少し下火になっているというような状況は見えますけれども、まだこれから長く闘いは続いていくと思います。私どもの町

内におきましても、先回私も注射を受けましたけれども、スムーズにいつているなど、うまく回ってきているなどという感じがすごかったです。こういうことも含めて、小さいことも含めて今後ともコロナ対策には古平町が一丸となって支援していただける体制を整えていただければなどというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員。

○9番（工藤澄男君） 最初に、町長の所信表明にも出ておりました丸山川の油の流出についてということで、私書いてあるのは町長も同じく書いてありますので、あえて読みませんで、要点だけを町長に伺いたいと思います。

実際に私もびっしりあの油作業してから毎日のようにあの川を見に行っておりました。そしたら、雨の降った次の日、特に油が多くて川全体流れているのを1回発見したのです。それで、流れているほうというのは、幼稚園側の橋から向かって左側がほとんどで、そして右側にはほとんど水流れしていないのです、あそこ。だから、私1回提案したことあるのです。真ん中に土のうを積んで、そして一回水のないほうに水を流してみても、そして左側の亀裂のあるところを調べてみたらどうだいと言ったのだけれども、ここ見たら全然そういうのはまだやる気がないみたいだし、実際に今でも2日に1回ぐらい見に行っているのです。そしたら、確かにあそこには油たまっているのです。ところが、流れているのです。何で分かるかといったら、油が結構気泡になって流れていつているのです。ですから、その場所というのをやっぱり一回点検するというのを進めたらどうかと思うのです。特に油今たまっているあの辺は、擁壁が古そうで亀裂入っていますので、恐らく水を切替えてあそこ調べたら意外と簡単に直る可能性もあるのです、その亀裂を塞ぐことによって。そういうのは考えられないですか。

○町長（成田昭彦君） ただいまの工藤議員の丸山川の油流出についてご答弁申し上げます。

通報当時には、付近一帯のホームタンクのほか、各家庭の間を流れる雨水の水路等も調べました。少量の油が浮いているのは確認しておりますけれども、その後も状況はほとんど変わっておりません。川については、5月19日の発覚した日以降毎日職員が、私も見ていますけれども、確認して行っております。現在一番量の多いと見られる箇所吸着マットを敷設し、1週間程度で交換しておりますが、油の流出は止まっておらず、また日によって出てくる箇所が変わっていることもあります。天気や風向きによって臭いを感じる、私も2回くらいやっぱり臭い風吹いたとき感じたことあるのですけれども、流出量の増加は特に見られず、吸着マット装着以外の箇所については揮発等により数メートル下流になると見られなくなっているのが現状でございます。1回だけ私見ていて、幼児センターのところにある川を越えてその下まで油の流れているなどというときあったのですけれども、それ1回で、今はあそこでもたまっております。今ちょうどウニの最盛期でして、なかなかそこだけ流す、いろんな工事等もまだ今の段階では考えられないのかなと思って、今はそういった油を吸着マットで吸い取るという作業で済ませております。

○9番（工藤澄男君） この油なのですけれども、近所のタンクの配管全部調べたら何ともなかったという答えがありましたけれども、何年か前か私は知らなかったのですけれども、大量の油を流

した事件があったそうで、そのときは業者さんが金をかけて専門業者を頼んで2年ぐらいで全部なくしたという話は聞いているのですけれども、実際に油が出てくるということは恐らくいっぱいたまっているとかなというのではないかもしれませんが、どっかこっかにやっぱりたまっていて私が見たときみたいに雨の降ったときに雨の力でもってまた押し出されると、そういうのも考えられるのではないかと思うので、いつもマットで取るのはいいのですけれども、出ている間ずっといつまでもマットで仕事するよりはやはり出てきているようなところを探し求めたほうが私早いと思うのです。そういうのが私の提案です。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員おっしゃるとおり、平成30年の3月だったと思いますけれども、大量に油が流れたということがございました。ただ、その辺も今回確認したわけがございますけれども、それは大規模的な工事して直しております。ただ、工藤議員おっしゃるように、たまったものが流れているというのも一つの原因かなとは考えられますけれども、はっきりした形は答弁できません。本当に護岸が古くて亀裂入っていて、例えば今流れているところを抑えてもまた違うところから出てくるというようなことも考えられますので、これは一概にどの方法がいいとは今段階では申せませんが、現在では吸着マットを増やすなどして対応して行って、河川工事の関係はやっぱり浅海の関係もありまして4月、5月でなければなかなかできないということもありますので、その辺を考慮しながらこれから考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） たしか4月、5月は水いっぱい逆に出てきているときではないかと思うのですけれども、また今の時期になれば今度あまり川かますと、ウニ漁もあるので、大変なのですけれども、いっそのこと今言った古い部分を例えば10センチぐらいなら10センチぐらいで一回びつとコンクリでも打ってしまったらどうなのかなというのが私の提案です。

○町長（成田昭彦君） その辺の意見も参考にしながら、来年のウニ漁、それからアワビ漁等浅海に関係ない時期に合わせてどのような施工がいいか考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 次に、ワクチン接種についてということで書きましたけれども、また今日こちらのほうにきちんとワクチン接種の体制だとか、そういう事業状況というものをここに頂いています。これを見れば大体分かるのですけれども、何か付け足すようなことがあったら説明してください。

○町長（成田昭彦君） 接種者数等については集計してございませんけれども、行政報告でも述べさせていただきましたとおり65歳以上につきましては99%あたりの申込みがあるということで、あと足りない分が医者から打ってもいいよと言われていない人とか、それから自分から受けたくないという人なので、今うちの業務としてはそういった方たちの意思確認を残っている人にやっている段階で、おおむね65歳以上については順調に進んでいるのかなと思っております。それから、ワクチンの購入のほうも順調に入っていますので、国の求めるとおりの段階で8月中には終われるのかなというふうに思っております。私も受けたのですけれども、非常に職員ために動線もきちっとなっていてスムーズにいつているのかなという感じしていますので。

○9番（工藤澄男君） 町民の中には、非常に順番が早く来て喜んで人と1か月も1か月何ぼかかっても接種が7月だとかという人だとか、それから実際に今度北星ですか、北星で接種するよ

うになったら、そこではすぐやってくれると、それで私の知り合いで奥さんが北星のほうへ電話したら、いいですよと、そして旦那さんは7月の半ば頃に古平でということだったらしいので、それで聞いたそうです、そっちで打てないかと。そしたら、古平キャンセルして来なさい、すぐ打つてやるから、そういうのが結構あるみたいなのです。そしたら、延々とそれこそ1日何十回も電話かけてもつながらなくて、ようやくつながって日にち決まった人方は非常に怒っています。最初のやり方というか、最初は一斉になったからそういうのあるのだろうけれども、実際にそういうのが結構苦情あります。だから、今度こういうことがあったときにはもうちょっと勉強してというか、それに今度実際に人口が余市があれだけの人口あって、あと周りの町村が全部集めても余市だけあるかないかというような感じだから、もう少し違う形ができるのではないかと、そういうところも考えてこれから対応していただきたいと思うのですけれども。

○町長（成田昭彦君） 事務的なことでございますので、担当の課長よりご説明申し上げます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ワクチン接種の体制確保につきましては、北後志5か町村で連携を取って進めているのですけれども、最初からコールセンターのつながりが悪いというのを古平町のほうは想定しておりましたので、4月からの特設電話を古平町は設けていまして、海のまちクリニックの分について、もしくは集団接種についてはコールセンターを通さずに古平町で直接予約を受け付けていましたので、ある程度スムーズにはいっているかと思えます。

あと、ワクチンの順番の関係なのですが、当初国のほうで人口割とかということでワクチンの配付がありましたので、接種できる数が決まっておりました。なので、5か町村で連携しているという特殊な例もありましたので、ワクチンが大幅に北後志に配付されたということと郡医師会の協力の下、大枠接種の機会を設けたので、あらかじめ予約された方を追い越してということはありませんけれども、まず国が示しています65歳以上の7月末接種というところは協会病院の尽力の下、こなせることもありましたので、あとうちのほうでは7月から常勤医確保できたこともありますので、接種の体制について診療は今までどおり、常勤医のほうで特殊外来だとか大幅に枠を増やしまして、先ほど町長の執行方針にもありましたように12歳以上の方、できれば8月末までに終われるようにということで今進めているところでございます。

ただ、電話のかかりづらいというのは、もともと苦情あると思っていましたので、うちのほうとしてはまず電話を受けたら予約を受け付けたということで短時間で電話切りまして、折り返し電話するなどということで3人ほど専門の会計年度を雇わせていただいていたので、古平町としてはスムーズにいったかなと思っております。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 私ごとなのですけれども、私あした第1回目なのです。それで、女房がちょっと時間遅れてつながったら来月の月初めということで、それでさっきも言いましたけれども、北星のほうで始まったと。そしたら、結構知らない人がいて、ある人は積丹にいる兄弟に電話して兄弟行ったらすぐ打てたとかと、みんなあまりにも簡単にやってくれるところがあるものだから、どうしても古平で打とうと思って古平ですと待っている人はやはりいらしているのです。今度常勤の先生も来るみたいだから、何とか住民が困らないようによりよい対応をしてください。こ

れはお願いです。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、逢見議員。

○2番（逢見輝続君） 一般質問をさせていただきます。

今回2点について質問させていただきます。1点目ですけれども、海水浴場の閉鎖について。積丹町の美国地区の海水浴場、ちなみにこの管理は道がしているそうでございます。また、余市町の浜中町地区の海水浴場は、昨年、今年新型コロナの関係で閉鎖されております。古平町の歌棄の海水浴場も今年7月、8月の2か月間は閉鎖したほうがいいのではないかと思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） ただいまの逢見議員の一般質問に答弁いたします。

歌棄の海水浴場につきましては、平成19年以降安全確保等の体制が整わないことから、公設の海水浴場としては開設しておりません。令和元年までは、公設の海水浴場ではないものの監視員と遊泳区域などの設置しておりましたけれども、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために公設の海水浴場ではないことを周知する看板を設置してシャワー施設付近の町有地の一部をロープで閉鎖し、監視員、遊泳区域の設置は行わず、トイレのみ開設しておりました。今年度につきましても海水浴シーズンの間は、公設の海水浴場でないことを周知する看板やコロナ感染拡大のための利用を控える看板を設置し、監視員、遊泳区域の設置は行わず、トイレのみの開設することといたしております。しかし、昨年の反省といたしまして、シャワー施設付近の町有地の一部を閉鎖したところ町道の両側に違法駐車車が連なったことから、かえってその対応に苦慮したこともありまして、今年度は昨年の反省を踏まえて町有地の閉鎖は行わない方向で考えております。

○2番（逢見輝続君） 1番目はよく分かりました。

それでは、2番目、公園の遊具についてでございます。町内に公園が大小合わせて十数か所ありますが、遊具のほとんどが古く、小さいお子さんの父兄からもぜひ新しい遊具のある公園が欲しいとの希望が出されております。町内に子供さんはだんだん少なくなってきましたけれども、子供は宝です。西部地区1か所、浜町地区1か所、1か所当たり新しい遊具を二、三点設置してほしいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 逢見議員の2点目の公園の遊具についてご答弁申し上げます。

現状町内では、都市公園7か所、漁港公園1か所、その他公園2か所の10公園を有しております。令和5年には、再来年ですか、150年広場の公園整備を予定しております。遊具につきましては、毎年春の点検で危険と判断したものは撤去を進めております。遊具については、年々減少しているというのが現状でございます。新しい遊具の設置につきましては、浜町方面では150年広場の複合遊具とブランコが整備される予定でございます。それから、西部地区におきましては、まだ現在のところ白紙でございますけれども、都市計画マスタープランのアンケート結果では老朽遊具の更新、公園施設の安全性の確保の要望が非常に多かったというのが現状でございます。現在の公園は、近隣住民が簡単に利用できるような配置しておりますけれども、様々な原因により本来の利用とはならず、残念な結果になっております。私も本当にこれあれなのですけれども、公園の管理、遊具に限らず、

非常に遅れている、議員報で若いお母さん方の要望を見てもやっぱり公園の管理をしっかりしてほしいというのは現状でございます。遊具もそうでございますけれども、私草刈り等を担当課に聞いたら人が回らないということですので、業者だけではその時期に対応し切れないということですから、これからは土日に職員を使ったり、また社協のほうのボランティア等もありますので、その辺と意見交換しながらこれはぜひ進めていきたいと思っております。それから、子供たちが一番遊びたい時期、春の連休のとき、まだ公園が雪解けなされていない、その原因はやっぱりあそこ全部雪押し場になっているものですから、雪解けが遅い、そういった対応もこれから考えながら、本当に雪が解けて子供たちが一番体動かしたいときに公園が活用できる、そんな公園づくりをしていきたいなと思っております。

○2番（逢見輝続君） 文化会館壊した跡にも何か計画しているようですけれども、今3歳か4歳児の子供が三、四年後ではもう間に合わないのかなというようなことも思っております。町長さん、教育長さん、そして関係課長さん、ぜひそういう子供のために頭にだけでも入れておいてほしいと考えております。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寶福議員。

○4番（寶福勝哉君） まず、人口減少についての質問からさせていただきます。

行政報告にもありましたが、6月の2日ですか、北海道新聞に国勢調査の速報値の記事がありまして、後志管内において当町は残念ながら人口減少率13.6%と最大となりました。その要因として町長のコメントが上がっておりまして、もう10年も前になりますか、古平高校の閉校がという理由が書いてありまして、その対策として若者の雇用確保を挙げられておりました。その方策で産業育成や定住の促進とありましたが、具体的な政策をお答えいただきたいと思えます。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の人口減少について答弁させていただきます。

人口減少についてでございますけれども、寶福議員おっしゃるとおり6月2日の北海道新聞に2020年の国勢調査の速報値が掲載されまして、減少率が13.6%と管内で一番落ち込みだということで取材を求められて答えたものでございます。また、それとは別に16日に日本経済新聞社より2013年から17年の5年間の合計特殊出生率、ベイズ数値というそうなのでございますけれども、と2003年から2007年の5年間の合計特殊出生率を比べたところ、古平町は1.15から1.62と全道で最も伸びているということで、その背景を聞かせてほしいということで取材を受けました。しかしながら、直近3年間は1桁の出生数が続いているというのが現状であります。そういった中で考えていかなければならないのがやはり産業育成や定住の促進であり、その一つとして今漁協や一部の漁業者か

ら町外から乗組員を連れてきても定住させる場所がないといった声も聞かれております。まずは、こういった形での若者の雇用の場の確保を考えていき、またそれに伴う住居についても空き家等の供給を推進しながら地元への定住を図っていかなければならないと考えております。また、今全道のあちらこちらの町で取り進めている地域おこし協力隊、今日も仁木町がソムリエ入れるという記事が出ていましたけれども、私実際に積丹町の皆川さんという方、羊の今肥育していて肉も出していて、そこにホテルを経営したいという人が来ているというような新聞を読んで皆川さんとも話したのですけれども、やっぱり地域おこし協力隊等の募集を行ってそういった若者の定住を図っていったらなと思っております。

○4番（寶福勝哉君） まず、地域おこし協力隊、1度古平トライして断念していることだと思うのですけれども、今町長からそういった話伺った上で聞くのですが、実際1回うまくいかなかった地域おこし協力隊に関して新たな取組というか、新たな方法論がもう出来上がっているのではないかと、まさかこれからやるというわけではないと思うのです。そういった進捗状況など分かっていることがあれば、教えていただきたいです。

○町長（成田昭彦君） まだ具体的なことは考えてございません。やはり魅力のある町には集まる、例えばニセコであると26人くらいいるという話も聞いてございます。ですから、うちも今卵等やっている農家等もありますけれども、新規就農ですとか新規漁業者に向かうような、そういった地域協力隊を募集していったらなというふうに考えております。3年間なのです、取りあえずは。そういった中で補助もありますので、その辺の募集をかけながら進めていきたいなと思っております。

○4番（寶福勝哉君） 地域おこし協力隊に関しては、その後チェックしながら動向を見ていきたいと思えます。

加えまして、町長、移住支援金の制度というのを御存じでしょうか。これ最近、まだあまり調べていないのですけれども、要は東京23区から北海道内に移住して就業した方に最大100万円の移住支援金が支給される制度というものがあります。実際これしっかりフォーマットが出来上がってまして、特に難しい条件はなかったと思うのですけれども、実際今調べたところ北海道では百十幾つか、結構大半の自治体が参加しています。後志においては、赤井川、余市、仁木、京極、喜茂別、真狩、黒松内、あと小樽市が参加しています。古平は、残念ながらまだ登録されていないというところであったので、こういったもの、最新の動向もしっかり注視していろいろ進めていただきたいと思います。

○町長（成田昭彦君） その移住支援事業でございますけれども、後志管内でもかなり進んでいるというのはお聞きしております。私どももやっぱりメインになるものが何なのかというところから考えていって、それから進めていかなければならない、そして実際に移住してくる中での住まい、そういったものを一緒に考えながら前向きに検討してまいりたいと思えます。

○4番（寶福勝哉君） 分かりました。

続いて、2つ目の質問です。前町長の体制からの引継ぎ業務ということで、引継ぎは多々あったと思えます。特に大きな事業として、ただいま建設中であります中心拠点複合施設のかなえ〜る、また観光交流センター、道の駅ふるびらですか、さらに先ほど逢見議員からもありまして、複合遊

具のある公園等を含むふるびら150年広場、この3つの中心拠点整備の引継ぎ、また今現段階でどのような感じで進捗があるかお答えいただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の2点目の前町長体制からの引継ぎ業務についてご答弁申し上げます。

まずもってかなえ〜るは、おおむね順調に進んでおります。今回の一連の事業、私も外から見ていただけなのですが、様々な補助金や起債が見込まれる計画となっております。また開発局にも直轄工事として行ってもらう部分もあると聞いております。私も町長に就任したばかりなので、現在は各課からその辺の情報を収集中ということでございます。また、これまで中心となって携わってきた職員が次々と退職しているというのも現実でございます。新たな体制としてみんなで進めるよう今総務課と建設水道課を中心に体制を組み直したところでございます。現時点では、かなえ〜るの外構工事や道の駅、150年広場の細かな工事スケジュールなどを見直しているという現状でございます。

○4番（寶福勝哉君） 今の町長の言葉で見直しているという言葉があったのですが、これは今順調にいつているかなえ〜る以外の道の駅、あと広場、これは中止の方向で見直すということなのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 工事の進捗状況には、そういった前後が出ることはよくあることでございまして、その辺も含めて現在の状況をどのように関連する工事を進めることが最善なのか職員全員で考えているところであるということでございますので、中止であるということではございません。

○4番（寶福勝哉君） かなえ〜るは順調というのは先ほどありまして、理解できたのですけれども、道の駅、150年広場、これも実際古平の総合指針や広報ふるびらでも公表されていますし、実際町の方が期待や早くできないかなどの声はやっぱり多く聞かれるように日に日になってきていると思います。僕自身も観光の交流の拠点となる場所というのって、外から人が来たときにこういうところでどんな面白いことできるか、そういう拠点もやっぱり必要になってくると思いますので、こういった施設は強く要望していきたいと思っていますので、ぜひとも期待度の高いこの大型事業成功に向けて町一丸となって進んでいってほしいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 最後になりますけれども、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） 2項目について伺います。

まず、1項目め、質問の件名に次のように記載しました。ほほえみくらす居室に防災無線設置について、受信機です。入居者の中から防災無線から流れてくる町からの情報が全然部屋にいても伝わってこない、まるでどこかに隔離されているような状況だと、そういう声は以前から聞こえていたのです。それで、調べましたら、旧古平高校の1階部分は居住者の共用施設として食堂がありますけれども、食堂のほかに3か所設置されています。2階が介護関係の施設として使われている部分と、それから入居者の共有スペース、広場的なところですが、そこに1台と、3階の居室、廊下には一台も設置されていないという状況で、ドアを閉めますと各家庭個別に独立している状況ですから、極めて手落ちの状況だったということ、私も改めて反省した次第です。特に高

齢になると、情報が入ってこないというふうになるとだんだん引き籠もりになりますし、今新型コロナウイルスで共有の公共的なところにもなかなか行かないという状況が生まれていますから、速やかに各部屋に設置するよう望みたいと思いますけれども、見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の1点目のほほえみくらす居室に防災無線設置についてご答弁申し上げます。

ほほえみくらすの建設当時は、管理人が24時間365日常駐しているということから、必要な情報は館内放送で代替できるため設置しなかったという、当時の担当者からはそういったことを聞いてございます。そもそもほほえみくらすは、有事の際の避難場所であることから、緊急性は低いと考えておりました。現在熊の出没情報やワクチン接種などの必要な情報は、指定管理者である古平福祉社会が独自の回覧など作成して対応してくれているので、現在の入居者の状況としてはチラシでも十分情報が伝達しているという認識でございました。

○3番（真貝政昭君） 実は、この建物の設置状況を調べるのに管理人室に電話したら、見回りの時間だったのかなかなか通じないのです。これがいろんな所で動き回っていたら、なかなか迅速に伝わらないということが生まれるだろうと思います。それと、高齢者は、やはり部屋に引き籠もりがちです。町のいろんな情報、それから地震に対する即座の対応についても迅速な対応が求められるわけですから、やはり当初の見方はちょっと甘かったと私思っている次第です。私自身反省したのです。新型コロナウイルスの関係もありますけれども、やはり疎外感を持たせないためにも、また緊急度の事態にそれぞれが対応するためにも速やかに設置すべきものと、これは今答弁ありましたが、変わりません。改めて検討してみるという手もあるのではないかというふうに思っていますけれども、もう少し詳細に調べてみる必要があると思います。ちなみに、元気プラザの入居者のほうの設置状況聞きましたけれども、皆無です。当初は、持家から引っ越してきたときに自分うちの受信機を持ち込むということがありましたけれども、今は全く皆無だそうです。だから、それこそ部屋の中に引き籠もりがちの方にとっては情報は伝わらないという状況もありますので、改めて町が関わっているサ高住の実態を、入居者の意見を聞くだとか、設置からもう10年超えましたので、聞く必要があるのではないかというふうに思っています。もう一度答弁お願いします。

○町長（成田昭彦君） その辺も含めまして指定管理者と情報を密にしながら、防災無線が必要であれば検討してまいりたいというふうに考えてまいりたいと思っております。また、元気プラザについても常駐しているヘルパーがいるということで14部屋設置してございませぬけれども、その辺も含めながらそういった管理者の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 次、2項目めの道の駅構想の見直しと現庁舎の保存活用についてと題しまして質問します。

実は、この道の駅構想というのは広く町民に意見を聞いて立てた構想ではなくて前町長の考えをまとめたものだというのは、これは議会でも担当の課長が申し上げます。それで、タウンミーティングの機会がありまして、私もこの場所に参加しましたけれども、商工会の会員の方が赤字になってもやるのかという質問しましたら、赤字だったら見直すという、そういう答弁でした。その後私見直す可能性あるなということで、町内外の方から現庁舎の保存について検討できないかとい

う質問したことがあるのです。それに対しては、道の駅に反対するやつがいると、そう切り返されていまして、現庁舎の保存についてはけんもほろろで、考える余地なしというようなあんばいでした。その後この道の駅構想が広報ふるびらにも載りまして、だけれども実際に赤字になるのかならないのかという検討が一切出てきていませんし、聞いたこともないです。町の方も年齢、老若男女関係なく、一体どうするのだと、道の駅、こんな狭いところで。それから、現庁舎を壊すとは一体どういうことなのかと、残すべきではないかという声も随分ありました、この4年間。いまだに続いています。先ほど見直しの可能性もあるということが答弁ありましたけれども、やはり現庁舎の何らかの保存活用を望んでいる方たちの意見を広く聞くという機会をぜひつくっていただいて、その上でいろいろとご判断すべきでないかというふうに私思っていますけれども、町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の2問目の道の駅構想の見直しと現庁舎の保存活用についてご答弁申し上げます。

道の駅構想、先ほど寶福議員にも答えたとおり、現時点では複雑に入り組んでいる財源や開発局等の関係機関にも行ってもらう直轄工事等もありまして、今情報収集中であります。開発のほうでも一度打合せに来たいということをおっしゃって、今この議会終了したら日程調整してお話を聞く予定をしております。また、先ほど申し上げましたとおり、担当者が次々辞めたということで内部体制も組み直して細かなスケジュールなども今見直し中でございます。改めて財源等も含めて庁舎建設の特別委員会の場合などで詳細に説明させていただいてもらいたいなと思っております。おととい大成建設の札幌支店長が私のところに挨拶に来まして、その中で今の現場の進捗状況とか、そういったものを見学できないのかということで聞きましたら、いつでもよろしいですからということをおっしゃっていますので、その辺も議員の皆様と日程調整つきましたら、こちら大成のほうと連絡取りながら一度見学してみたいなと思っております。

それから、現庁舎についてでございますけれども、これは平成27年度に役場庁舎の劣化度調査の委託を行っております。その中で躯体の劣化や鉄筋の腐食がかなり進行しているもので、耐震診断を行った場合でも崩壊する危険性が高いという判定になるという結果が出ております。そのため、存続させる選択肢はないのかなとは思っておりますけれども、ただ真貝議員おっしゃるとおり町民の中には残したらどうなのだという声もありますので、その辺きちっとこの辺を説明しながら、例えば壊すのであっても町民の理解を得た上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 1つ付け加えるとすれば、三十数年前の段階で、40年近く前になりますけれども、北海道建築士会等が編集した北海道の古い建築という分厚い写真集があるのですけれども、その中に古平町の役場が最古の鉄筋コンクリート造りの庁舎として使われていると、北海道の位置づけでこれだけ古いものが現役として使われているということで文化的な遺産の価値ありと、小樽近傍の建築物ということで書籍も出版されていますけれども、デザイン性の価値、大正何とかという、そういう古い時代のデザインが見られる建物なのです。だから、保存の仕方というのはいろいろあると思います。それは、専門家のほうにお任せしますけれども、やはり専門家の意見を聞いて、現在の基準からいったら危険建物になりますけれども、残し方というのはいろんな方法があると思

います。ですから、我々素人が単純に即解体というふう結論づけるのではなくて、今解体しない
で後々の方の意見も聞いて始末するというやり方もありますので、ぜひともそこら辺は慎重に見直
しをかけていただきたいなと思う次第です。答弁は要らないです。よろしくお願いします。

○議長（堀 清君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第29、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議
題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会
中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第30、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議
題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のと
おり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第31、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とし
ます。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のと
おり閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第33、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時51分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員